
第3次鳥栖市男女共同参画行動計画

【案】

令和 年 月

鳥 栖 市

目次

第1章 行動計画の策定にあたって	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ	6
(1) 鳥栖市男女共同参画推進計画	6
(2) 鳥栖市女性活躍推進計画	6
(3) 鳥栖市DV対策基本計画	6
3 計画の期間	7
4 計画策定体制	7
5 計画策定の考え方について	7
6 計画の策定にあたって	8
(1) 市民意識調査の実施	8
(2) 鳥栖市男女共同参画推進委員会の開催	8
(3) 鳥栖市男女共同参画懇話会の開催	8
第2章 計画策定の背景と課題	9
1 統計からみる鳥栖市の現状	9
(1) 人口ピラミッド	9
(2) 人口の推移	9
(3) 世帯数の推移	11
(4) 婚姻の状況	12
(5) 女性の労働力人口	13
2 本市の男女共同参画推進における課題	14
(1) 性別にかかわらず個人の能力を発揮できる 男女共同参画社会の実現のための意識・社会基盤の改革	14
(2) あらゆる分野における女性の活躍推進	16
(3) 子育て支援の充実	17
(4) 男性の育児休業取得、家事・育児への参画の推進	18
(5) 仕事と家庭・子育て・介護を両立するための環境の整備	19
(6) DVに関する啓発と相談体制の強化	20
(7) 性的少数者等に対する啓発・支援の充実	21
第3章 計画の内容	22
1 計画の体系図	22
2 施策の展開	24
基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成	24
主要施策1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	24
主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	26

基本目標 2	男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現.....	27
主要施策 1	安心・安全な暮らしの推進.....	27
主要施策 2	生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援.....	28
主要施策 3	配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶.....	30
基本目標 3	男女が生き生きと働きともに支える社会づくり	33
主要施策 1	あらゆる分野での男女共同参画の推進.....	33
主要施策 2	男女が働きやすい労働環境の整備	35
3	成果指標及び数値目標	36
第 4 章	実施計画【市が実施する主な事業（令和 5 年度～令和 1 4 年度）】	38
基本目標 1	人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成	38
主要施策 1	男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進.....	38
主要施策 2	男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実.....	39
基本目標 2	男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現.....	40
主要施策 1	安心・安全な暮らしの推進.....	40
主要施策 2	生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援.....	40
主要施策 3	配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶.....	43
基本目標 3	男女が生き生きと働きともに支える社会づくり	47
主要施策 1	あらゆる分野での男女共同参画の推進.....	47
主要施策 2	男女が働きやすい労働環境の整備	48
第 5 章	計画の実施体制の整備.....	50
1	計画推進体制の充実	50
(1)	男女共同参画行政推進会議の充実.....	50
(2)	男女共同参画懇話会との連携	50
(3)	国・県や市民活動団体等との連携と協力	50
2	計画の進行管理.....	51
(1)	計画の進捗管理	51
(2)	市民の男女共同参画に関する意識調査の実施.....	51

多様性の尊重とSDGsの視点

本市が目指す、男女共同参画社会の実現とは、性別や世代などの違いを認め合い、国籍や価値観、生き方も「多様」であることが尊重され、「違い」に価値を見出すことができる「ダイバーシティ」が実現した社会です。

単身世帯や共働き世帯の増加、生涯未婚率の増加など、世帯の形態や家族のあり方に対する価値観は時代とともに変化し、それに伴うライフスタイルの多様化は、本市においても顕著となっています。また、性的少数者の人権に配慮した施策を望む声も高まりを見せています。

これまで進めてきた固定的な性別役割分担意識の解消や、性別にかかわらず多様な生き方を選択できる環境づくりの重要性は今も変わりませんが、本計画ではそれにとどまらず、社会のあらゆる場面において多様性が尊重される社会を目指す必要があります。

そして、これは、現在国際社会が一致して取組を進めている「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な世界をつくることにもつながります。男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」と合致しているだけでなく、教育(目標4)や就業機会(目標8)、まちづくり(目標11)など、他のすべての目標の達成に関わる非常に重要な事項であるとの認識の下、計画の策定と実施に取り組む必要があります。

持続可能な開発目標(SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1章 行動計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するため、平成25年3月に「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定しました。

平成29年3月には、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画」の中間見直しを実施し、令和4年度を目標年度とする「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画（後期計画）」を策定しました。

現計画の期間が令和4年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、「第3次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画」（以下、本計画という）を策定します。

本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「第7次鳥栖市総合計画」（令和3年3月）をはじめとする市の各種計画との整合性を図ります。

2 計画の位置づけ

（1）鳥栖市男女共同参画推進計画

男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画として位置づけます。

（2）鳥栖市女性活躍推進計画

女性活躍推進法第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけます。

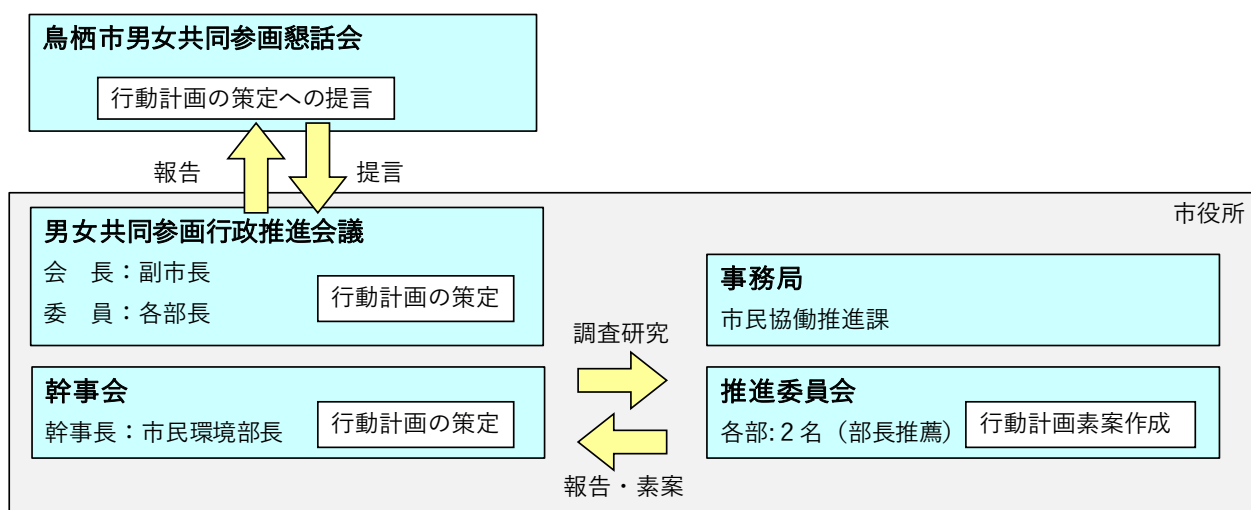
（3）鳥栖市DV対策基本計画

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく基本計画（市町村DV対策基本計画）を包含した計画と位置付けます。

3 計画の期間

令和5年度から令和14年度までの10か年計画とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況に対応するため、計画期間5年目に中間見直しを行うこととします。

4 計画策定体制



5 計画策定の考え方について

本計画は、現行計画を基に、令和3年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査報告書」の結果や、社会情勢の変化、国・県の制度の変化などを考慮し、策定を進めます。また、本計画は、国及び県の関連計画を踏まえ、第7次鳥栖市総合計画を上位計画として、福祉、子育て、防災、教育、まちづくりなどの他の関連計画と連携し、整合性を図ります。

6 計画の策定にあたって

(1) 市民意識調査の実施

本計画の策定にあたり、市民意識の変化と男女共同参画の実態と課題を探り、計画見直しの基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

調査の対象者	住民基本台帳を基に電算処理により抽出した市内に居住する満20歳以上の男女2,000人。
調査方法	郵送による配布回収並びにインターネットを通じた回収。
調査期間	令和3年9月7日～令和3年9月30日
回収状況	有効回収票：767件（有効回収率：38.4%） ※郵送による回収：629件、インターネットによる回収：138件

(2) 鳥栖市男女共同参画推進委員会の開催

鳥栖市男女共同参画行政推進委員会（庁内の各部から2名ずつ職員を選出）では、「鳥栖市男女共同参画行動計画」について話し合いと意見交換の場として、2回にわたりワークショップを実施しました。

日時	内容	議題
令和4年7月14日 10:00～	第2回鳥栖市男女共同参画行政推進委員会	・「鳥栖市男女共同参画行動計画」の基本目標について特に重要だと思う主要施策（重要主要施策）とその課題、さらに解決のために必要だと思うことについて
令和4年8月5日 10:00～	第3回鳥栖市男女共同参画行政推進委員会	・重要主要施策の担当課での事業・取り組みについて ・実現したらいいなと思う施策や取り組みについて

(3) 鳥栖市男女共同参画懇話会の開催

鳥栖市男女共同参画懇話会では、鳥栖市の男女共同参画における課題について、話し合いと意見交換の場としてワークショップを実施しました。

日時	内容	議題
令和4年10月19日 10:00～	第2回鳥栖市男女共同参画懇話会	・本市の男女共同参画における課題に対する原因と解決のために必要だと思うこと

第2章 計画策定の背景と課題

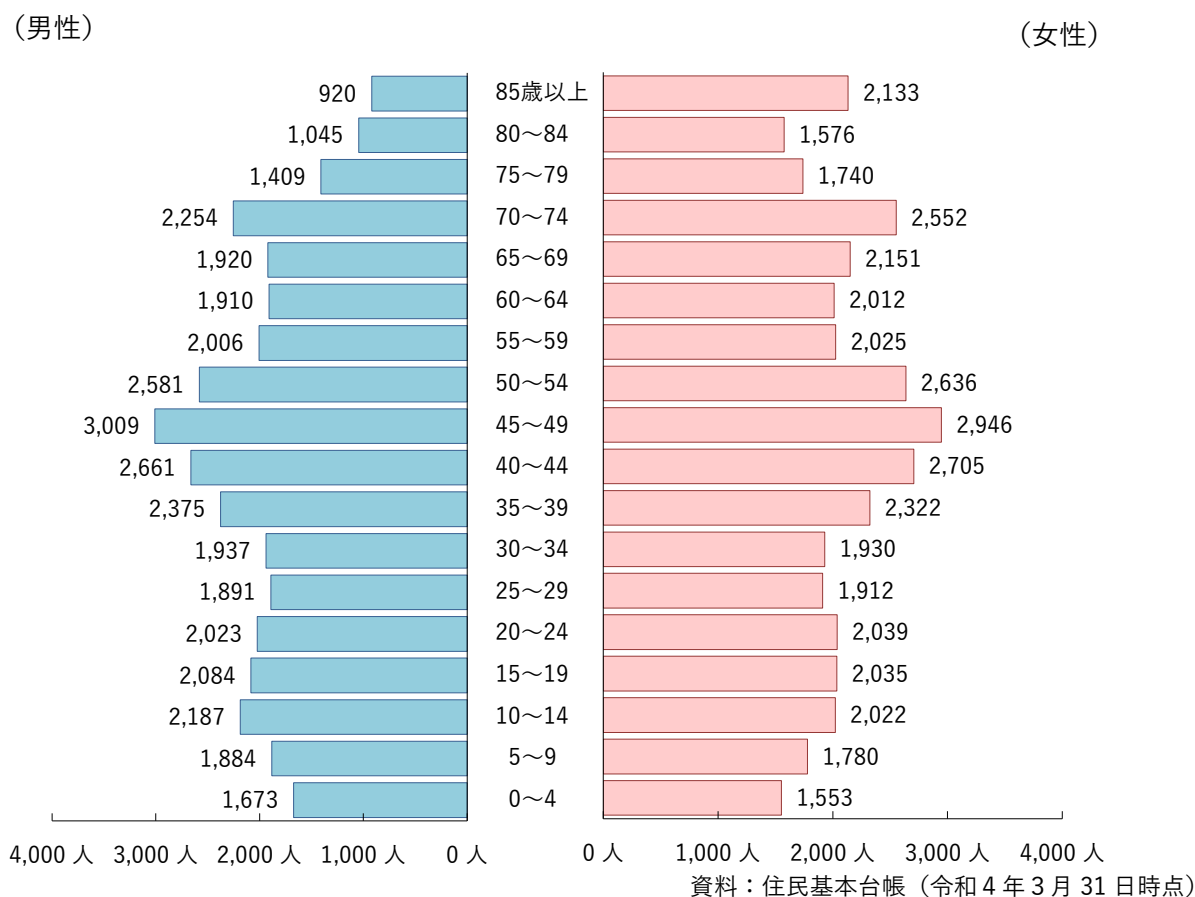
1 統計からみる鳥栖市の現状

(1) 人口ピラミッド

本市の総人口は令和4年3月31日時点で73,838人であり、そのうち65歳以上の高齢者が17,700人、高齢化率は24.0%となっています（図表1）。

年齢階層別にみると、男女とも45～49歳の人口が最も多くなっています。また、50歳以上の人口はいずれの年齢階層でも男性より女性の方が多く、特に85歳以上では女性の人口が男性の約2.3倍となっています。

図表1 人口ピラミッド



(2) 人口の推移

人口の推移を見てみると、総人口は平成7年以降、継続して増加していることが分かります（図表2）。

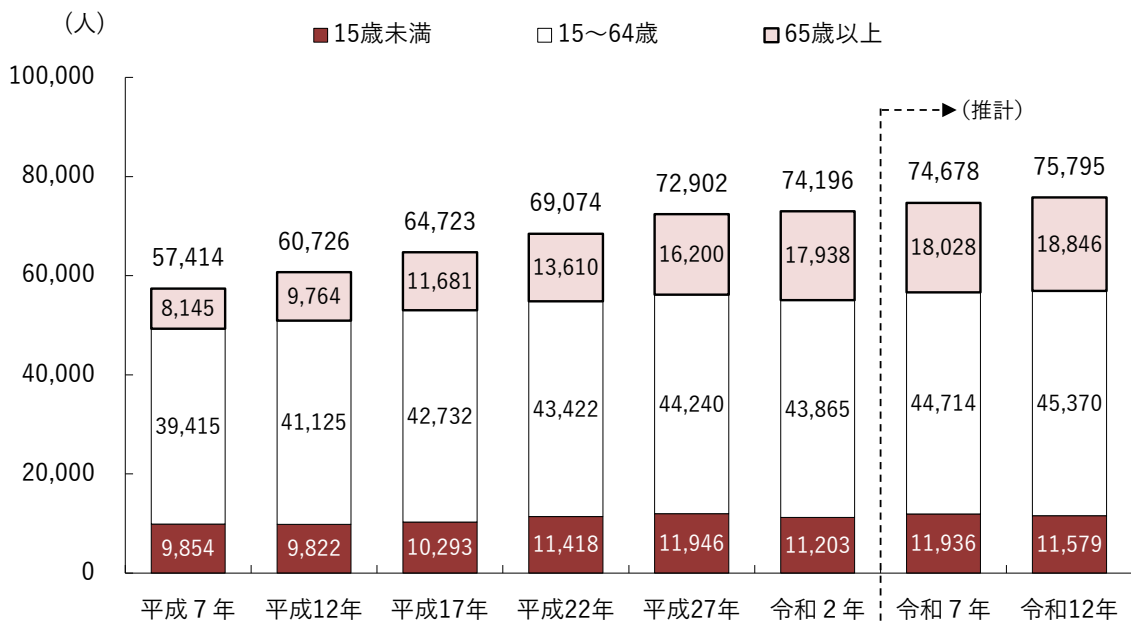
内訳をみると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいから微増傾向で推移しています。一方、65歳以上の老年人口は平

成 7 年以降、増加が続いており、平成 7 年から令和 2 年までの 25 年間で 2 倍以上の増加となっています。

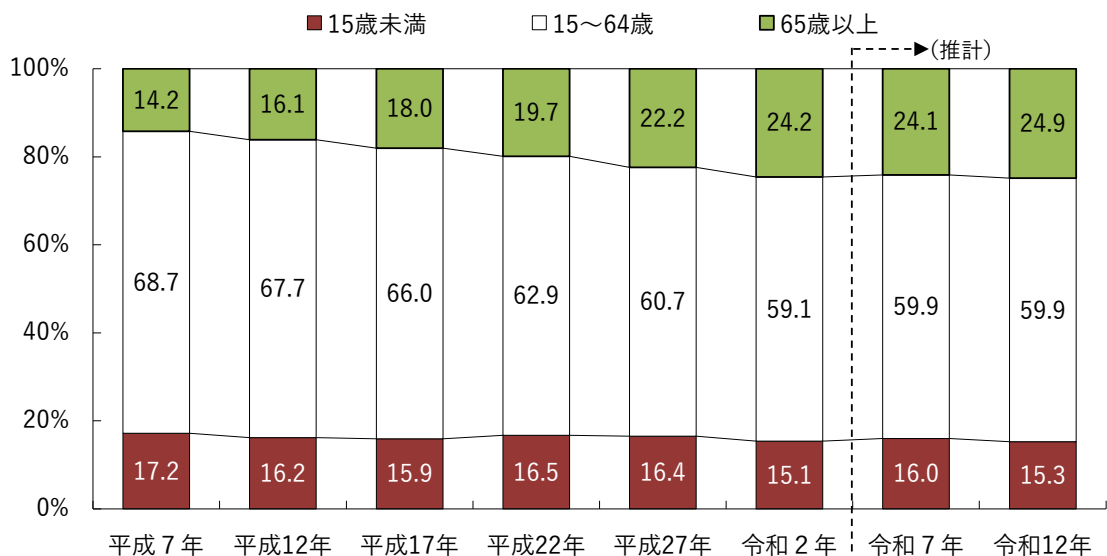
年齢 3 区分別の人口割合をみると、平成 17 年にかけて少子化傾向が続いていましたが、平成 22 年に年少人口割合は若干の増加に転じ、その後、令和 2 年にかけて再び減少傾向に転じています。

老年人口の割合をみると、平成 7 年以降、継続して増加しており、高齢化が進行していることが分かります。生産年齢人口が減少していることから、第 3 次計画期間中も少子高齢化の傾向が続くと予想されます（図表 3）。

図表 2 年齢 3 区分の人口推移



図表 3 年齢 3 区分の人口割合の推移



資料：令和 2 年まで【国勢調査（各年 10 月 1 日現在）】、令和 7 年以降【国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来人口推計（平成 30 年度）」による（図表 2・図表 3）

(3) 世帯数の推移

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化等により、家族形態も多様化しています。本市では、一般世帯総数が一貫して増加している一方、1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族世帯・単身世帯の増加が見て取れます（図表 4）。

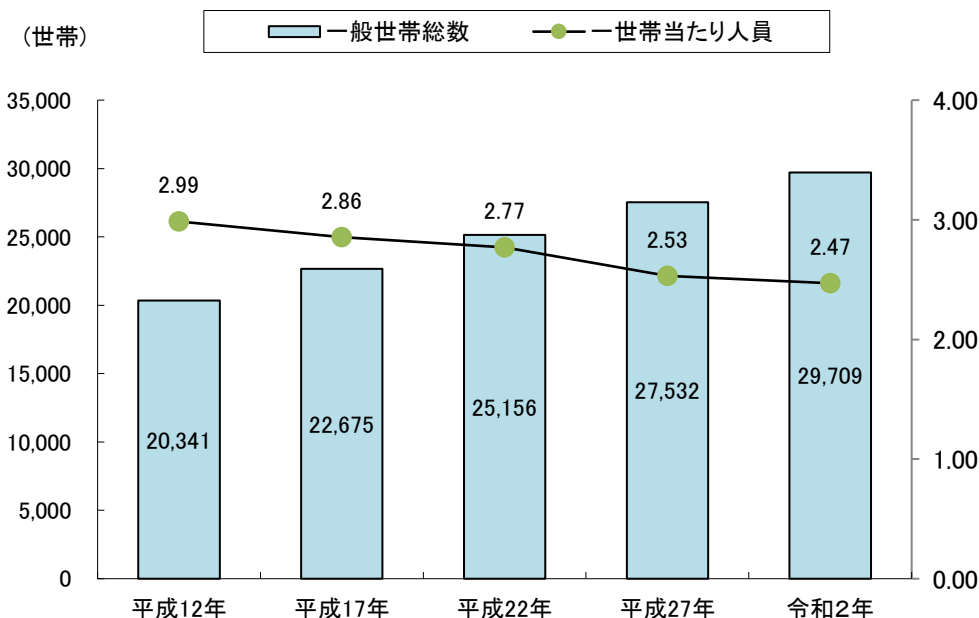
高齢者・若い世代の一人暮らしや夫婦だけの世帯も増加傾向にあることから、今後も世帯人員の減少傾向は続くものと考えられます。世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなり、従来の固定的な性別役割分担意識を持ったままでは、家庭の安定を保つことは困難になります。

ひとり親世帯の状況を見ると、母子世帯・父子世帯ともに平成 22 年以降、増加傾向にあり、母子世帯数は令和 2 年時点で父子世帯数の 6 倍以上となっています（図表 5）。

内閣府が実施した「令和 3 年 子供の生活状況調査」によると、生活困窮世帯^{※1}に該当する世帯は、ふたり親世帯で 7.5%、ひとり親世帯では 50.2%となっており、そのうち母子世帯のみでは 54.4%となっています。

ひとり親家庭の増加は、貧困など様々な困難を抱える人の増加にもつながります。次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも、各世帯の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっています。

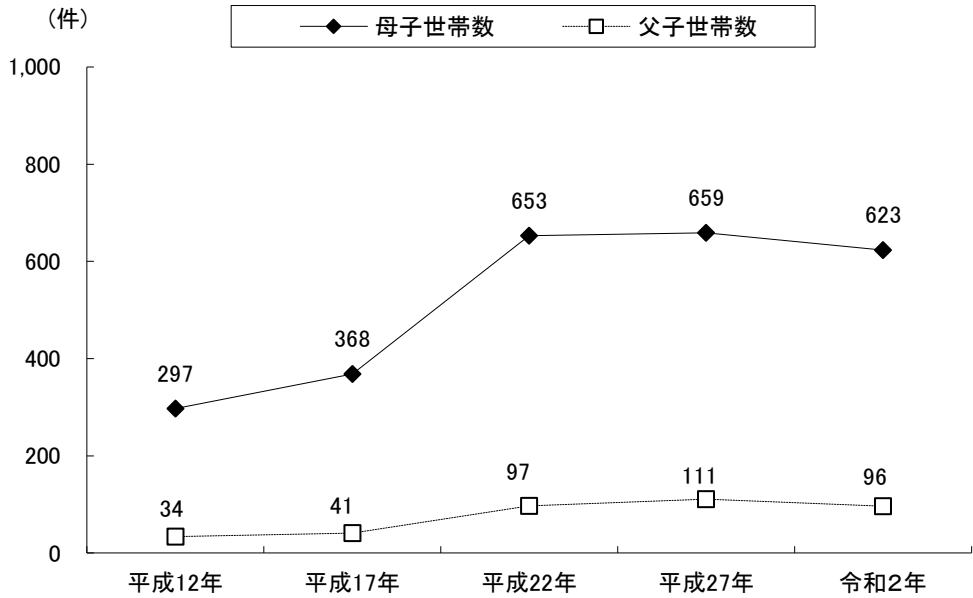
図表 4 世帯数の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

※1 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が「中央値の 2 分の 1 未満」に該当する、いわゆる「相対的貧困層」に該当する世帯。

図表 5 ひとり親世帯数の推移



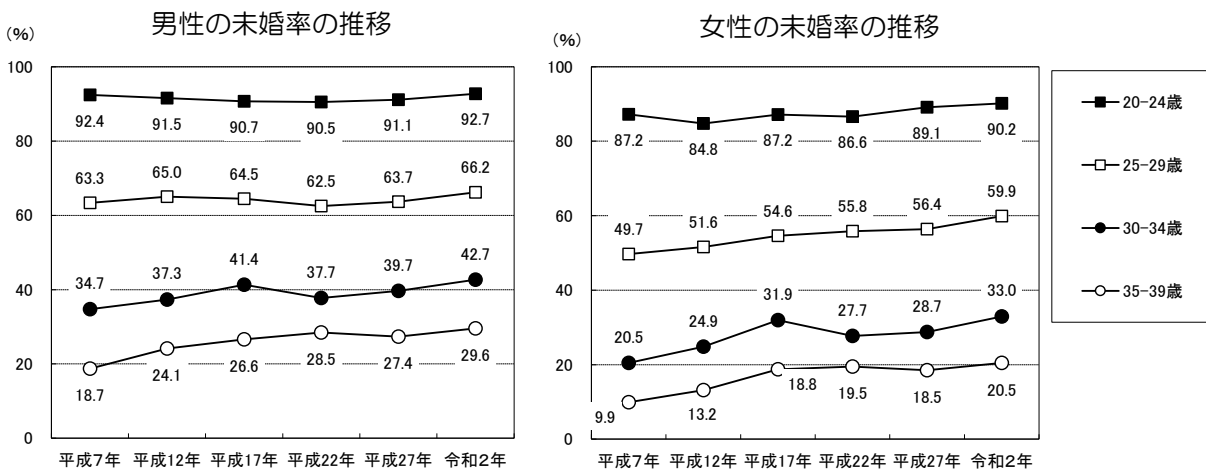
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

(4) 婚姻の状況

20～39 歳の男女の未婚率の推移を 5 歳階層別に見ると、男女ともにいずれの世代も未婚率が上昇を続けています（図表 6）。

特に男性の 30～39 歳、女性の 25～39 歳までの未婚率は上昇傾向が顕著であり、本市においても、いわゆる未婚化・晩婚化の傾向が進んでいることがうかがえます。

図表 6 未婚率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

(5) 女性の労働力人口

わが国では、非正規雇用が増加する一方で、長時間労働が問題となっています。

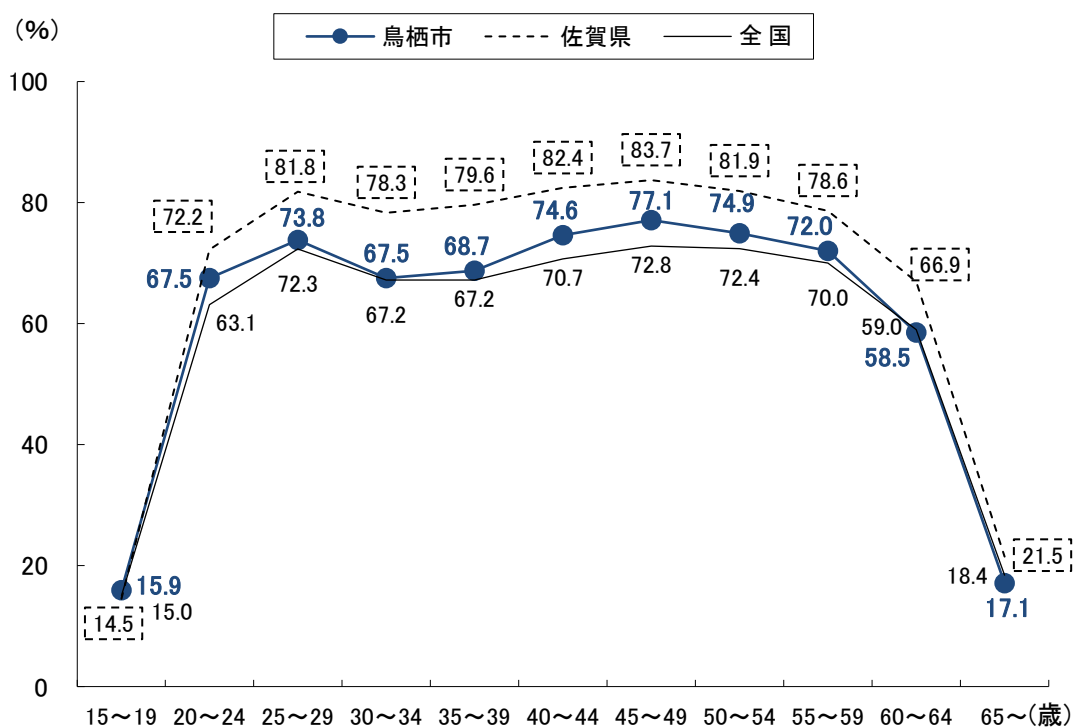
非正規雇用の増加は、経済的理由で結婚できない若者を生み出しています。また、男性の長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭における家事・育児への参加を阻む要因の一つにもなっています。

女性の年齢階層別労働力人口をみると、本市はいわゆるM字カーブの落ち込みが全国平均と同等の水準となっており、子育て期に就業を中断する女性が少なからず存在していることが分かります。

また、共働き世帯数が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高いため、このことが男女の賃金格差につながっています。

女性が出産・子育て・介護などにより就業を中断することのないよう支援するとともに、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取り組みが必要です。

図表 7 女性の年齢階層別労働力人口



資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

2 本市の男女共同参画推進における課題

(1) 性別にかかわらず個人の能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のための意識・社会基盤の改革

性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画を自分の問題ととらえ、正しく理解することが重要です。

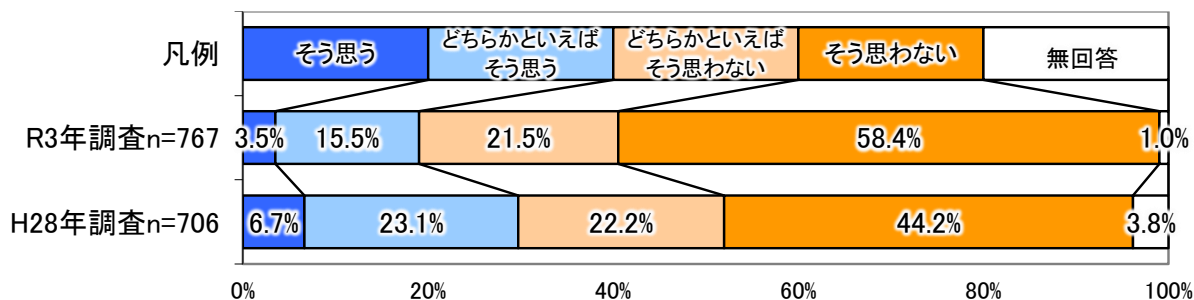
本市では、各種講演会や研修会、イベント等の開催を通じ、広く市民に向けて意識啓発を進めてきました。

令和3年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下、令和3年調査という）では、「性別による固定的な役割分業」について「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人が79.9%と、平成28年に実施した調査（以下、平成28年調査という）と比較すると13.5ポイント増となりました（図表8）。

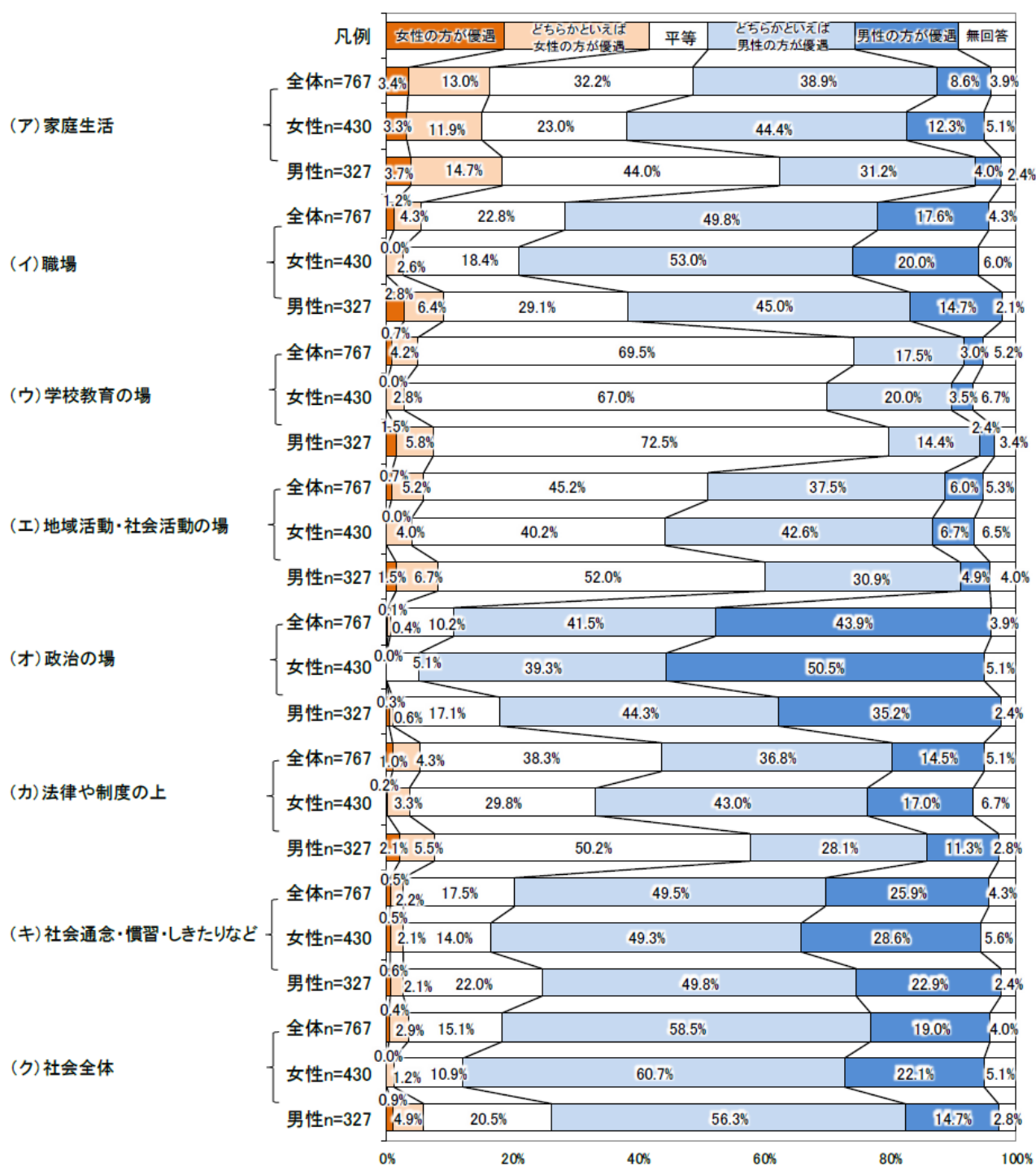
一方で、「政治の場」や「法律や制度の上」、「社会通念・慣習・しきたりなど」のあらゆる場面で不平等感を抱えている人が多く、性別による固定的な役割分業意識は薄らいでいるものの、建前と現実の差が見える結果となりました（図表9）。

今後も社会の慣習や実態を是正していくため、更なる普及・啓発活動、環境改善を図っていく必要があります。

図表8 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（前回調査との比較）



図表 9 男女の地位が平等になっていると思うか



(2) あらゆる分野における女性の活躍推進

あらゆる分野において女性の活躍を推進するためには、多様な人が働く場、地域など社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程において男女が対等に参画できる社会づくりが必要です。

女性の活躍の場を広げるために取り組みを推進してきた結果、「市の審議会等の女性登用率」は令和3年度で40.5%（目標値40.0%）と、計画策定年（平成28年度）と比較すると8.7ポイント増となりました（図表10）。

一方、女性の参画が進んでいない審議会も中には含まれており、引き続き、女性の参画推進に向けて取り組みを継続していく必要があります。

また、市職員の管理監督職に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの、課長補佐以上は横ばいで推移しています（図表11）。

まちづくりにおいても、自治会長などに女性が占める割合は少数であることから、今後もあらゆる分野での女性の活躍を推進していく必要があるといえます。

図表 10 女性の市の審議会等への参画状況

数値目標	策定時 (H28)	実績 (R2)	実績 (R3)	目標 (R4)
女性委員のいない市の審議会等の数	6	5	5	0
市の審議会等の女性委員の割合	31.8%	39.0%	40.5%	40%

資料：鳥栖市（実績は各年4月1日現在）

図表 11 市役所における女性の管理監督職登用状況

	R1年度			R2年度			R3年度			R4年度		
	職員数	うち女性 職員数	比率	職員数	うち女性 職員数	比率	職員数	うち女性 職員数	比率	職員数	うち女性 職員数	比率
部長級	8人	0人	0%	7人	0人	0%	9人	1人	11.1%	8人	1人	12.5%
次長級	15人	1人	6.7%	17人	2人	11.8%	14人	2人	14.3%	16人	3人	18.8%
課長級	28人	5人	17.9%	28人	5人	17.9%	32人	6人	18.8%	34人	6人	17.6%
課長 補佐級	34人	9人	26.5%	34人	7人	20.6%	38人	7人	18.4%	35人	8人	22.9%
係長級	44人	12人	27.3%	44人	15人	34.1%	48人	21人	43.8%	51人	20人	39.2%

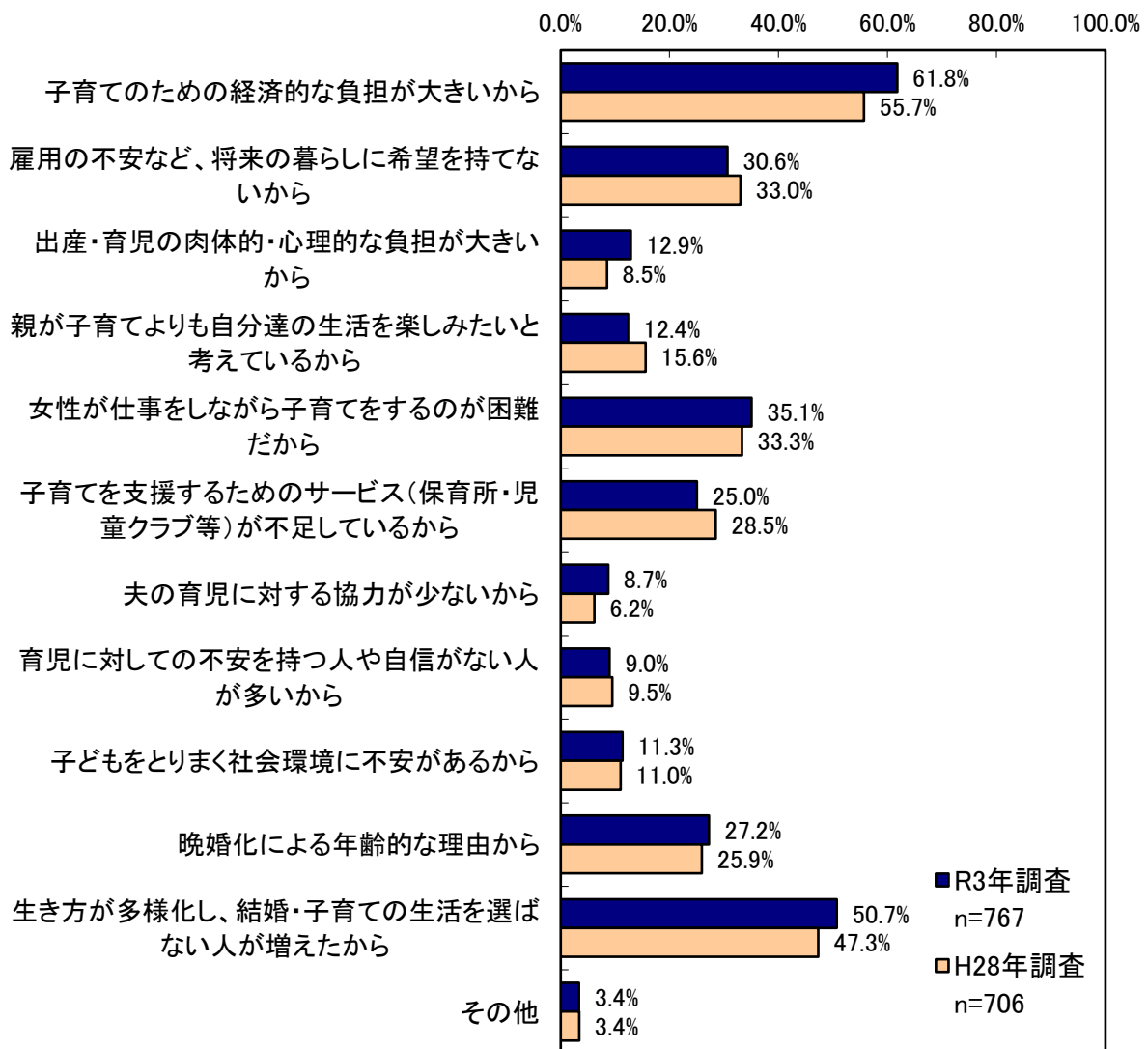
資料：鳥栖市（各年度4月1日現在 ※教育長を含まない）

(3) 子育て支援の充実

令和3年調査の結果、少子化の理由について「経済的負担の大きさ」や「子育てする女性の就労困難」が原因であると感じている人が多く、子育ての環境は依然として厳しいのが現状です（図表12）。

ライフスタイルも多様化していることから、様々なニーズに対応できるサービスや支援を充実させていく必要があります。

図表12 少子化の理由（前回調査との比較）



(4) 男性の育児休業取得、家事・育児への参画の推進

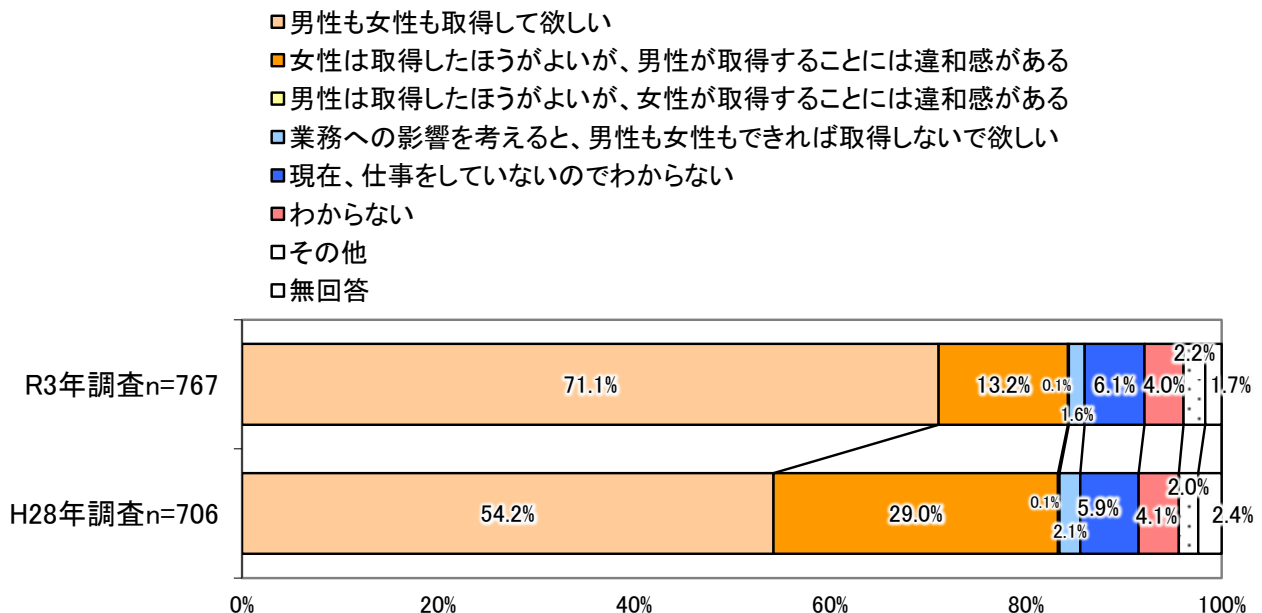
家庭内において夫婦が協力して家事や育児を担うことは、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの確保のために必要不可欠です。

令和3年調査では、育児休業の取得について尋ねた設問で「男性も女性も取得して欲しい」と回答した人の割合が約7割（女性72.8%、男性69.1%）と最も多くなっていることから、少なくとも意識面では男性が育休取得に対する理解は広がっているものと推察されます（図表13）。

一方で、「家庭生活」について男女が平等であると回答した人は男性と比較して女性の方が低く（p.15-図表9）、さらに、厚生労働省の実施している「雇用均等基本調査」の結果によると、女性労働者の育休取得率が80%強で推移しているのに対し、男性の取得率は過去最高だった2020年でも12.7%に留まっているなど、男性の育児休業取得率は女性の取得者と比較して大幅に低い水準となっていることから、夫婦の家事・育児時間は依然として女性に偏っているのが現状です。

経済的な理由やキャリア継続の不安から育児休業を取得しない男性も多く、引き続き、積極的な啓発を進める必要があります。また、教育・啓発事業等を通じて、家庭生活における男性の家事・育児への積極的な参画を推進していく必要があります。

図表 13 育児休業の取得について（前回調査との比較）



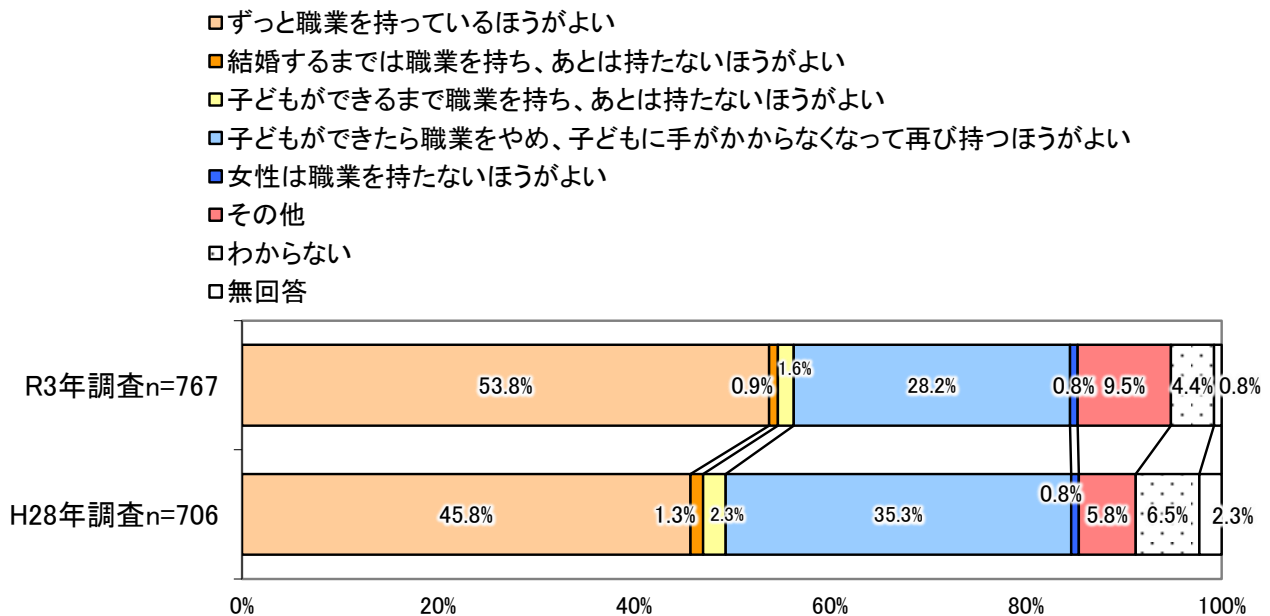
(5) 仕事と家庭・子育て・介護を両立するための環境の整備

女性が職業を持つことについて、令和3年調査では半数以上の方が「ずっと職業を持っているほうがよい」と回答しています（図表14）。

しかし、実際には子育てや介護の女性に対する一方的な負担や、家族の理解が得られないために就労が困難になっている人も少なからず存在しているものと考えられます。

このような現状は女性のキャリアの機会を制限することになります。性別にかかわらず、あらゆる人がその能力によってキャリアを継続することができるよう、意識啓発やワーク・ライフ・バランスの推進のほか、女性の就労支援・能力開発支援等の取り組みを推進していく必要があります。

図表14 女性が職業を持つことについて（前回調査との比較）



(6) DVに関する啓発と相談体制の強化

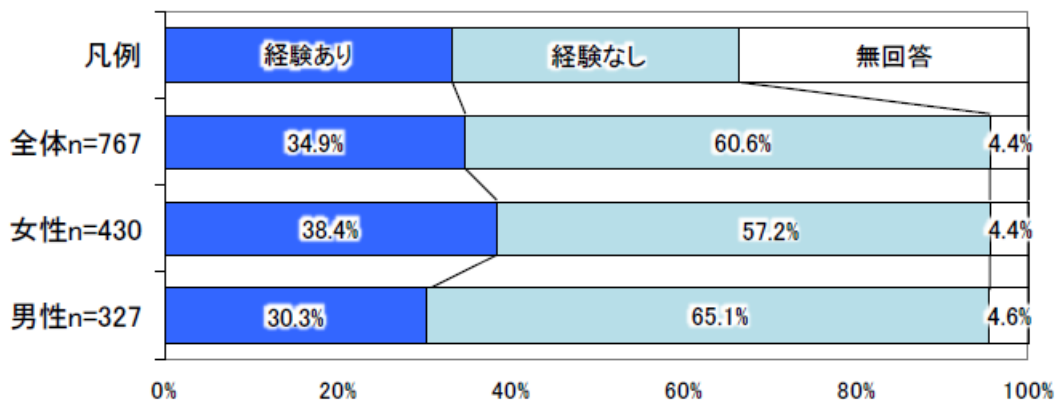
配偶者や交際相手に対する暴力（DV）をはじめとしたあらゆる暴力は人権侵害であり、いかなる場合でも決して許されるものではありません。そのような行為は、男女共同参画社会の実現の妨げにもなっています。

本市では、DV や様々なハラスメントを含むあらゆる暴力の根絶に向けて、啓発や相談対応、被害者救済の体制整備等を図ってきました。令和3年調査の結果では、DV の被害経験者は34.9%と、国（22.5%）※2と比べると高い結果でした（図表 15）。

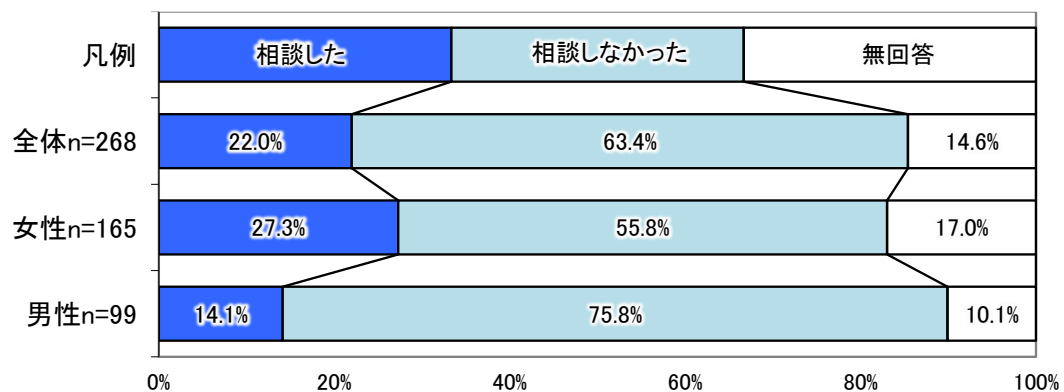
また、DV 被害経験者のうち63.4%は「相談しなかった」と回答しています（図表 16）。

相談するほどのことではないと判断したり、被害者が相談に踏み出せなかったりするケースも一定数存在するものと考えられることから、DV に関する啓発を引き続き推進していくほか、相談先の周知や相談しやすい窓口の設置等、被害を相談できずに抱え込んでしまわないよう、支援・相談体制の強化を図る必要があります。

図表 15 DV 経験の有無



図表 16 DV 被害についての相談



※2 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度調査）より

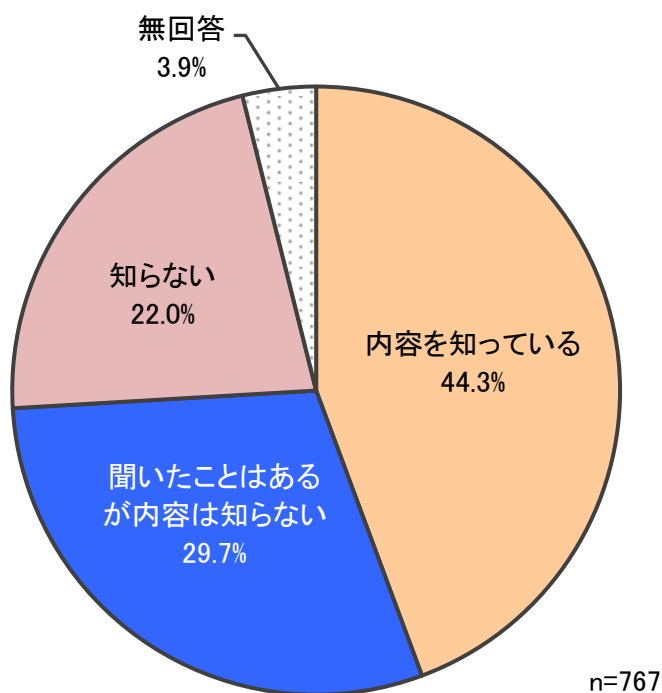
(7) 性的少数者等に対する啓発・支援の充実

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進は、「男女」にとどまらず、幅広く多様な人を包摂した社会の実現につながるものです。そのためにも「性的少数者（L G B T^{※3}）」への差別や偏見をなくす啓発活動が重要です。

令和3年調査では、「L G B T（性的少数者）」について「内容を知っている」、「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した人が74.0%となっています（図表17）。

性的少数者への差別を解消するためには、性の多様性や性的少数者について正しい理解を拡げる必要があることから、研修会を学校や職場などで開くなど、啓発・広報等の意識醸成に取り組む必要があります。

図表 17 「L G B T（性的少数者）」という言葉の認知度



※3 「LGBT」とは、性的少数者のなかの代表的な4タイプの頭文字をとり、性的少数者の総称として使われてきました。最近では性自認や性的指向が定まっていない方等を含めて「LGBTs」や「LGBTQ+」も性的少数者の総称として使われています。

第3章 計画の内容

1 計画の体系図

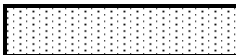
第2次計画（後期計画）では、「人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり」、「男女が生き生きと働きともに支える社会づくり」、「男女が自立し安心して暮らせるまちづくり」、「女性が活躍できる社会づくり」、「配偶者等に対する暴力の根絶」の5つの基本目標のもと、計画を推進してきました。

「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」は中間見直しを含め策定から10年が経過しており、その間の社会情勢の変化等を踏まえ、計画の継続性は担保しつつ、「第5次男女共同参画基本計画（内閣府）」や「第5次佐賀県男女共同参画基本計画（令和3年度）」との整合を図り、また、市民意識調査や鳥栖市男女共同参画行政推進委員会、男女共同参画懇話会でのワークショップから整理した本市の男女共同参画における課題を受け、基本目標・主要施策を整理することとしました。

本計画では、第7次鳥栖市総合計画に掲げられた「誰もがいきいきと暮らせるまち」、「男女共同参画社会の実現」のため、性別にかかわらず、お互いが個性や考え方を理解し、認め合い、自分らしく生きることのできる環境づくりを推進していきます。

【第3次鳥栖市男女共同参画行動計画の計画体系】

基本目標		主要施策		具体的施策	
1	人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成	1	男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	1	男女共同参画を学ぶ教育機会の充実
				2	学習機会への参加を促進する環境づくり
		2	男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	3	男女共同参画に関する情報等の収集及び提供
				4	あらゆる活動に対する男女共同参画の推進
2	男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現	1	安心・安全な暮らしの推進	5	防災分野における男女共同参画の推進
				2	生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援
		7	生活に不安を抱えた様々な人の自立と社会参加への支援		
		8	多様性を尊重する環境の整備		
		9	生涯を通じた心身の健康支援		
		3	配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶	10	DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発
				11	相談体制の充実
				12	DV被害者の自立に向けた支援の充実
				13	早期発見と防止対策につながる体制整備
		3	男女が生き生きと働きともに支える社会づくり	1	あらゆる分野での男女共同参画の推進
15	市の審議会等への女性の参画促進				
16	行政分野における政策・方針決定過程での女性の参画促進				
2	男女が働きやすい労働環境の整備			17	就業の場における男女共同参画の推進
				18	仕事と家庭の両立支援の充実
				19	男性の家事・育児への参加促進



…鳥栖市女性活躍推進計画に係る取組・事業として位置づける施策



…鳥栖市DV被害者支援基本計画に係る取組・事業として位置づける施策

2 施策の展開

基本目標 1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成

主要施策 1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

【現状と課題】

性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画を自分の問題ととらえ、正しく理解していく必要があります。

本市では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に同感しない人の割合について、平成 28 年調査では 66.4%であったのに対し、令和 3 年調査では 79.9%となっており、市民の意識が確実に高まっていることが見て取れます（p.14-図表 8）。

一方、家庭や職場、政治の場等では性別による不平等を感じている人はいまだ多く、意識と行動の差が表れる結果となりました。これらの意識と行動の差の根底には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった、固定的性別役割分担意識が少なからず存在しています。

固定的性別役割分担意識の解消のためには、幼児期からの教育が大切であるとともに、市民一人ひとりに男女共同参画について、正しく理解してもらうための学習の機会を充実させることが必要です。

また、年齢階層が高くなるにしたがって固定的性別役割分担意識が根強く残っていることから、世代間での意識の差を考慮した啓発も重要となっています。

さらに、最近では「多様性」や「共生社会」などの言葉もよく聞かれるようになりました。男女共同参画社会も含めた共生社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画や多様な性についての意識と理解を持ち、職場や家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが大切です。

具体的施策		施策の内容	担当課
1	男女共同参画を学ぶ教育機会の充実	<p>教育の場において、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばす男女平等教育を推進し、自立した豊かな人間性の実現に努めます。教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう話し合いや研修の機会の確保に努め、日常活動における固定的な性別役割分担を見直し改善を図り、教育の場における男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権教育家事能力向上・家族の役割と責任の学習 ●教職員研修/話し合いの場の確保 ●保育園・幼稚園における教育者の研修/話し合いの場の確保 ●職場体験学習の充実/進路指導の充実 	学校教育課 こども育成課
2	学習機会への参加を促進する環境づくり	<p>男女共同参画の意識づくりのために、意識啓発と講演会や講座等の学習機会の充実を図ります。また、性的少数者の差別解消等に向けた啓発と取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習における教育者の研修 ●出前講座・講演会の開催 ●男女共同参画視点での講座・講演会等の開催 ●講座等の開催日時の配慮/託児の実施 ●自治会・PTA・協議会等各種団体への情報提供や講演会等への参加呼びかけ ●「男女共同参画フォーラム」の開催/各種セミナーの開催 ●男女共同参画に関する人材育成セミナーの開催 ●性的少数者に関する理解促進のための啓発 	生涯学習課 市民協働推進課 関係各課

主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには固定的性別役割分担意を解消していく必要があります、そのためには、男女共同参画の視点に立った広報・啓発が求められています。

本市では、男女共同参画週間に合わせた市報への特集記事の掲載や啓発パンフレット等の作成、市民活動団体への支援等を通じて、男女共同参画に関する広報や意識の啓発に努めてきました。

意識や制度、社会慣行の見直しを図るため、より一層の広報・啓発活動を推進するとともに、広報紙やホームページ等において、男女共同参画の視点に立った情報提供を行っていく必要があります。

男女共同参画やジェンダーへの意識は世代によっても大きく異なることから、広報・啓発活動においても、様々な世代に向けて理解促進と意識改革を図っていくことも重要です。

また、地域社会における市民活動や生涯学習の取り組みの中で、男女共同参画社会に対する正しい理解を深める学習機会を提供していくことも重要となっています。

具体的施策		施策の内容	担当課
3	男女共同参画に関する情報等の収集及び提供	<p>市報やホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する法令や催事等を積極的に広報する等、男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画週間等における特集／男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業のPR／各種啓発資料の作成・配布 ●意識調査等の結果の公表／人権・男女共同参画等に関する情報の提供 ●図書館における男女共同参画に関する図書資料等の充実 ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供 	市民協働推進課 生涯学習課
4	あらゆる活動に対する男女共同参画の推進	<p>地域における様々な活動の情報を提供することで、地域活動への関心や参加意欲を高め、地域の一員として主体的にかかわれるよう男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への参加促進／市民活動団体の情報提供／市民活動センターへの支援 ●市民活動団体の支援 	市民協働推進課

基本目標 2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現

主要施策 1 安心・安全な暮らしの推進

【現状と課題】

本市に暮らすすべての人が安心・安全な生活を送ることができるのは、男女共同参画社会の形成において重要なものとより、地域社会における大前提であるといえます。

近年、全国各地で大規模な災害が多発しており、佐賀県内においても豪雨や台風等による被害が発生しています。

内閣府男女共同参画局が作成している「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」では、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須であるとしていますが、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画は少ないのが現状です。

防災・減災対策、避難所運営などの被災者支援、災害からの復興といった各場面において女性の視点で対応するため、意思決定の場や現場への女性の参画が必要です。

具体的施策		施策の内容	担当課
5	防災分野における男女共同参画の推進	災害時には男女によって直面する課題や問題点異なるため、男女共同参画の視点に基づいた地域防災への取組の推進を図ります。 ●男女共同参画の視点を取り入れた防災計画・マニュアルの整備／男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練の実施	総務課

主要施策2 生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援

【現状と課題】

単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族の変化、雇用・就業をめぐる変化等、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、生活様式の多様化も相まって、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える人は増加しています。

特に女性は、妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響や非正規に就きやすい就業構造のために、生活困難に陥りやすい状況にあります。

本市では、妊娠期（胎児期）から高齢期までのライフステージにおいて、心身機能の維持向上や生活習慣病の予防などの健康的な生活習慣づくりを実現することを目的として、平成28年に「うららトス21プラン（鳥栖市健康増進計画）」を策定し、取り組みを進めています。

また、生涯を通じた健康づくりを推進していくためには、性の理解と尊重について、学校教育の中で子どもの発達段階に応じた性教育などを行っていくことが重要です。

子どもの心や体の健やかな成長と生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するため、家庭や学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させ、さらに、男女が自立して安心・安全に生活していくため、生活に不安を抱えた人への支援を充実させていく必要があります。

具体的施策		施策の内容	担当課
6	子育てに関するライフステージに応じた支援	<p>母親と乳幼児等の健康を維持するため、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行うとともに、母親の心の健康を支援し、母親と乳幼児等の健康の保持増進のため、母子保健施策を講じ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目指します。</p> <p>また、経済的に困難を抱える家庭等への支援を通じ、子育て家庭のライフステージに応じた様々な支援に取り組むとともに、多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子保健事業の推進 ●ひとり親家庭への経済的支援／ひとり親家庭への自立支援／家庭児童相談室の設置 ●経済的に困難を抱える家庭への支援 ●特別保育事業の充実 ●放課後児童クラブ事業の充実 ●子育て支援総合コーディネート事業の推進／ファミリー・サポート・センター事業の推進 ●放課後子ども教室の開催 	<p>健康増進課 こども育成課 学校教育課 建設課 生涯学習課 市民協働推進課</p>

具体的施策		施策の内容	担当課
7	生活に不安を抱えた 様々な人の自立と社会 参加への支援	全国的に高齢化率の上昇が見込まれる中、寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、高齢者になっても、心身ともに健康で充実した生活を送れるように、若者から高齢者までの保健事業を一体的に進めます。 また、寝たきりや閉じこもりの予防のため、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取り組みを目指します。 高齢者や障害者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、在宅での生活を支援するための各種サービスの利用を促進するとともに、社会参加へ向けた取り組みや支援等を行います。 ●地域における在宅高齢者の支援 ●シルバー人材センター事業の支援／介護予防の担い手の育成 ●介護予防教室の開催 ●高齢者教室の開催 ●障害のある人の社会参加の促進／障害のある人の自立支援／障害のある人やその家族等の相談と援助	高齢障害福祉課 健康増進課 市民協働推進課
8	多様性を尊重する環境 の整備	性の多様なあり方に配慮するため、庁内の申請書等の性別表記の廃止や変更等について検討します。 また、学校教育の場で生徒の多様性等に応じた制服の選択制度を実施します。 ●庁内の申請書欄の性別欄の廃止や変更 ●市立中学校の制服の選択制度	市民協働推進課 学校教育課
9	生涯を通じた心身の健康 支援	市民一人ひとりが、生涯を通して心身ともに健康であることの重要性や男女の性に関する正しい知識・情報を知ることができるよう、各種健康事業や意識啓発に取り組みます。 また、青少年が発達段階における心身の変化等に応じた性や健康に関する正しい知識を持つことができるよう普及と啓発を図ります。 ●教育教材等の貸出及び食と健康に関する啓発 ●乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診の実施／更年期等に関する相談 ●学校における性教育を含めた健康教育の実施 ●スポーツ教室や健康づくり教室等の開催 ●性感染症予防等の啓発 ●女性が自らの身体を大切にすることの啓発	健康増進課 学校教育課 スポーツ振興課 市民協働推進課

主要施策3 配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

暴力は、性別や年齢、加害者と被害者の対象を問わず、犯罪となり得る行為であるとともに、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という）が制定され、本市においても、DVの防止とDV被害者の支援を推進するため、平成25年3月に「鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援について、総合的かつ計画的に取り組んできました。

令和3年調査では、DVの被害経験者は34.9%となっており、そのうち63.4%は被害について相談しなかったと回答しています（p.20-図表15・図表16）。

DV被害について相談しなかった理由について尋ねたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が68.2%で最も多く、次いで、「自分にも悪いところがあったから」（32.4%）、「自分が我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」（27.6%）と続きます（図表18）。

DV被害者の中には、相談を受けるほどのことではないと考えたり、被害を受けているという自覚がなかったりする人も多くいます。

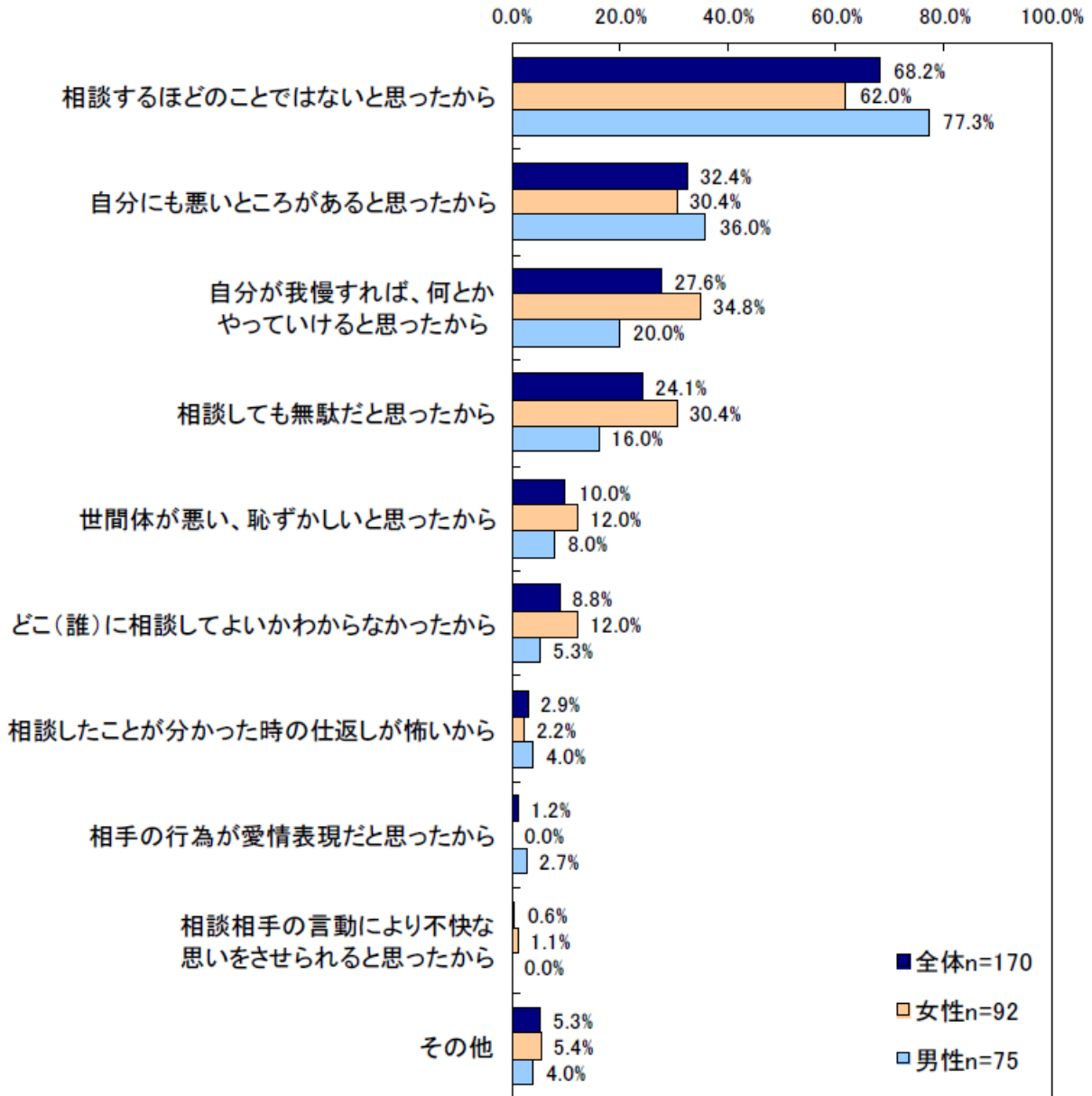
また、加害者に行動を制限されたり、金銭を管理されたりしている人も多くいることから、第三者からの介入が困難なケースも少なからず見受けられます。

被害者がDV問題を自分の内側だけに抱え込んで問題が深刻化する事態をできる限り回避するためにも、DVの相談窓口の周知とその積極的な利用の呼びかけに引き続き力を入れていくとともに、行政と地域連携や地域住民同士の支え合いも重要といえます。

さらに、必要としている人に必要な情報が届くよう、周知・啓発方法についても検討していく必要があるといえます。

暴力が問題解決の手段として正当ではないという認識を促すような教育・啓発を、できるだけ早い段階から幅広い年齢層に対して実施していくことも重要です。

図表 18 DV 被害について相談しなかった理由（性別）



具体的施策		施策の内容	担当課
10	DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発	<p>家庭や地域、職場等におけるDVやセクハラ等の性差別意識によるあらゆる暴力を防止するため、家庭や地域、職場等におけるDVやハラスメント等の性差別意識を防止するための意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●DVやセクハラ等の防止に関する意識啓発 ●女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発 ●DVの未然防止のためのセミナーや講演会の開催 ●図書館におけるDV防止に関する図書資料等の充実 	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習課

具体的施策		施策の内容	担当課
1 1	相談体制の充実	<p>関係課が共通認識を持ち、迅速で適切な対応に向けて連携を強化し、被害者の個人情報への保護にも配慮しつつ、被害者救済の第一歩である相談窓口の利便性を高めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の周知 ●庁内相談担当者間の連携強化 ●被害者の安全と安心の確保 ●相談のワンストップ化の推進 ●被害者の特性に応じた相談体制の確立 ●学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談 ●相談員や担当職員の研修等への積極的参加 ●女性相談員の設置と相談 	市民協働推進課 国保年金課 税務課 高齢障害福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課
1 2	DV被害者の自立に向けた支援の充実	<p>関係課が連携を保ちながら被害者を見守り、必要に応じて自立に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係課会議における被害者支援の検討／就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供 ●市営住宅への優先入居等の被害者支援 	市民協働推進課 建設課
1 3	早期発見と防止対策につながる体制整備	<p>D V や児童虐待等あらゆる暴力の早期発見に努めるとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民相談における早期発見 ●要保護児童等対策地域協議会の開催／家庭児童相談システムの運用 ●各種相談・健診での早期発見 ●園児・児童・生徒被害防止連絡会議の開催 	市民協働推進課 こども育成課 健康増進課 学校教育課
1 4	関係機関との連携の推進	<p>D V 被害者の支援を円滑に進めるため、県や警察署、他市町等と連携し、支援体制を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●D V 支援機関連携会議への出席／保健福祉事務所で開催されるケース会議等への出席 ●D V 被害者支援マニュアルに基づく支援／関係課会議の開催 	市民協働推進課 こども育成課

基本目標3 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり

主要施策1 あらゆる分野での男女共同参画の推進

【現状と課題】

あらゆる分野で性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や働く場など社会の政策・方針決定過程に性別にかかわらず参画できる社会づくりが必要です。

国は、「2020年代の可能なかぎり早期にあらゆる分野における指導的地位を占める女性の割合を30%程度にする」という目標を掲げています。本市においても、各種審議会等委員への女性の登用拡大のほか、女性人材の登用についての啓発及び情報提供、能力開発に関する取り組みを推進してきました。

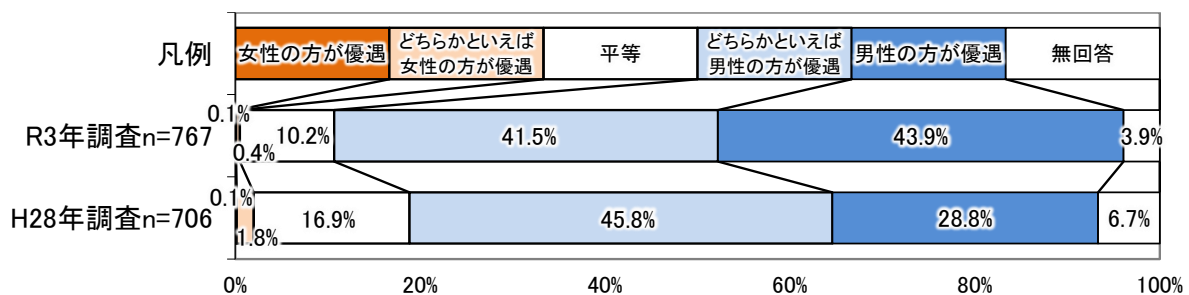
その結果、女性の市の審議会等への参画状況は令和3年度時点で40.5%と、目標であった40.0%を上回る結果となりました（p.16-図表10）。

また、市議会選挙へ出馬する女性の候補者も増えています。

一方で、政治の場において性別による不平等感を抱えている人はいまだ多く、令和3年調査では「平等」と回答した人が10.2%と、平成28年調査の16.9%と比較して6.7ポイント減となっています（図表19）。

今後も引き続き、あらゆる分野で誰もが性別を意識することなく活躍できる社会の実現を目指して、取り組みを推進していきます。

図表19 「政治の場」において男女の地位は平等になっていると思うか（前回調査との比較）



具体的施策		施策の内容	担当課
15	市の審議会等への女性の参画促進	<p>市の審議会等への女性の参画促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性人材リストの充実 ●審議会等への女性参画促進のための指針等の周知 ●審議会等委員への女性参画推進 ●審議会等の委員の改選期等における女性参画についての事前協議／審議会等への女性参画状況調査及び公表 	市民協働推進課 総務課 関係各課
16	行政分野における政策・方針決定過程での女性の参画促進	<p>職員が能力を高め十分に発揮できるようにするために、性別にかかわらず政策立案等の能力開発研修への参加を推進するとともに、女性職員の管理職への登用に努め、男女の区別なく個人の能力に応じた人員配置を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性職員の管理職への登用 ●職員の能力開発研修への参加促進（関係各課） 	総務課 関係各課
17	就業の場における男女共同参画の推進	<p>各種情報提供やセミナー等を通じ、女性の就労や能力開発、起業等を支援します。また、市内事業所等に対して、男女の区別なく個人の能力に応じた評価と待遇を受けることができる職場環境づくりの重要性を啓発します。</p> <p>また、農業・自営業等に従事する女性の役割や仕事への適正な評価、労働条件の改善等への啓発を行い、女性の経済的地位向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●起業に関する情報提供／就職に関する情報提供 ●再就職支援セミナーの開催／起業支援セミナーの開催 ●関係機関と協力した自営業者等への啓発 ●家族経営協定の推進 ●関係機関と協力した農業者への啓発 ●関係機関と協力した事業所等への啓発／関係機関との意見交換会 ●女性の活躍推進に向けた企業の取組促進 ●男女共同参画に関わるテーマを設定した職員研修の実施 ●男女共同参画推進のためのガイドブックの充実／男女共同参画推進デーを利用した理解の促進 	商工振興課 市民協働推進課 農林課 総務課

主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備

【現状と課題】

価値観や生活様式が多様化する中、男女が共に家族や地域の一員としての役割を担っていくためには、男女に限らず、働くすべての人が仕事と家庭生活、地域生活等のバランスのとれた生活を送ることができるワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。

そのためには、仕事と家庭の両立支援に向けた長時間労働の是正や職場環境の整備、働き方の見直しはもちろん、男性の育児休業の取得推進や家事・育児への参画が必要です。

令和3年調査では、女性が職業を持つことについて、半数以上の人々が「ずっと職業を持っているほうがよい」と回答しています（p.19-図表14）。

しかし、本市の女性の労働力人口はいわゆるM字カーブの傾向がみられ、女性が子育て期にキャリアを中断せざるを得ない状況は依然として存在していることも事実です（p.13-図表7）。

このような女性のキャリア中断は、男女の賃金格差にもつながりかねません。

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、経営層の意識改革や長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取り組みの推進が必要です。

具体的施策		施策の内容	担当課
18	仕事と家庭の両立支援の充実	ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直し等について啓発し、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ●市内企業等への啓発や意見交換 ●労働に関する法制度やワーク・ライフ・バランスの啓発／仕事と家庭等のバランスに配慮する事業所の事例紹介 ●仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組促進 ●男性職員の育児休業出産補助休暇等の取得の周知／職員のノー残業デーの推進／職員の育児短時間勤務制度の活用 ●職員の男女共同参画推進デーの推進 	商工振興課 市民協働推進課 総務課
	男性の家事・育児への参加促進	男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ●子ども会活動等への参加促進 ●父親への育児関連情報の提供 ●授業参観等への参加促進／教職員への育児休業の取得の周知 ●男性の家事参加を促す講座の開催 	生涯学習課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民協働推進課

3 成果指標及び数値目標

【基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成】

成果指標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合	15.1%	20%	30%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	79.9%	85%	90%
地域、社会活動等、何も参加していない人の割合	47.8%	45%	40%
「LGBTs（性的少数者）」の用語を知っている人の割合	74%	80%	90%
数値目標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
男女共同参画に関する講座等の参加者数	1,887人	3,000人	3,200人
男女共同参画に関する講座数	28講座	40講座	60講座
女性人材リストの登録者数	33人	38人	45人

【基本目標2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現】

成果指標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
放課後児童クラブ待機児童数	38人	0人	0人
DVの被害経験のある人のうち、相談しなかった人の割合	63.4%	60%	50%
数値目標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
介護予防サポーター養成人数	57人	82人	107人
3歳児健康診査受診率	97.3%	98.5%	98.5%
通いの場	35ヶ所	55ヶ所	75ヶ所
ひとり親向け特定目的住宅	17戸	20戸	20戸
放課後子ども教室参加人数	6,580人	10,010人	10,400人
ファミリー・サポート・センター登録者数	1,342人	1,700人	1,900人
地域子育て支援拠点年間利用者数	27,394人	36,000人	36,000人
DV等防止に関する広報啓発の実施回数	6回	14回	14回

【基本目標3 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり】

成果指標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
職場において男女の地位が平等になっていると感じている人の割合	22.8%	30%	40%
家庭において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	32.2%	35%	40%
数値目標	現状値 (令和3年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和14年)
女性委員のいない市の審議会等の数	5	3	0
市の審議会等の女性委員の割合※4	40%	40%	40%

※4 市の審議会等の女性委員の割合は40%を維持しつつ、各審議会で40%に到達していない審議会での女性委員の参画促進に取り組み、最終的に女性委員のいない市の審議会数を令和14年度までに0にすることを目指している。

第4章 実施計画

【市が実施する主な事業（令和5年度～令和14年度）】

基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識の形成

主要施策1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
1	1	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育家事能力向上・家族の役割と責任の学習 ・道徳や技術・家庭科等の授業を通し、人権教育や家事のワークショップの学習の充実を図る。 ・性の多様性に関する講演や生徒会活動等を通じた啓発活動により学習の充実を図る。 	学校教育課
1	2	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員研修/話し合いの場の確保 ・セクシュアル・ハラスメントの相談体制を整備する。 ・セクシュアル・ハラスメント防止研修会を実施する。 ・男女共同参画に関する校内研修を実施する。 	学校教育課
1	3	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園・幼稚園における教育者の研修/話し合いの場の確保 ・男女共同参画の意識を高める話し合いの場を設定する。 ・男女共同参画に関する研修に参加する。 	こども育成課
1	4	<ul style="list-style-type: none"> ●職場体験学習の充実/進路指導の充実 ・自分の個性と能力に応じた進路を自分の意思で選択できるよう、職場体験学習の充実を図る。 ・性別にとらわれない個人の能力適性を重視した進路指導を行う。 	学校教育課
2	5	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習における教育者の研修 ・県や市などが実施する男女共同参画などの人権意識を高める研修に参加する。 	生涯学習課
2	6	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座・講演会の開催 ・男女共同参画に関する講演会や出前講座を開催する。 	市民協働推進課
2	7	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画視点での講座・講演会等の開催 ・まちづくり推進センターや文化会館等で実施している人権の学習会や講演会に、男女共同参画の視点を盛り込む。 	生涯学習課
2	8	<ul style="list-style-type: none"> ●講座等の開催日時の配慮/託児の実施 ・講演会や各種講座に、子育てや介護をしている人、働いている人も参加しやすいように、開催時間等について配慮する。 ・講演会や各種講座での託児を実施する。 	関係各課
2	9	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・PTA・協議会等各種団体への情報提供や講演会等への参加呼びかけ ・男女共同参画関係のパンフレットやチラシ等を配布する。 ・男女共同参画関連の講演会や研修会等への参加を呼びかける。 	関係各課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
2	10	<ul style="list-style-type: none"> ●“男女共同参画フォーラム”の開催／各種セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・“男女共同参画フォーラム”を開催する。 ・男女共同参画に関する各種セミナーを開催する。 	市民協働推進課
2	11	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する人材育成セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の政治意識を高める講座や男女共同参画の視点で社会情勢に応じた課題等についての講座を開催する。 	市民協働推進課
2	12	<ul style="list-style-type: none"> ●性的少数者に関する理解促進のための啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや市報等による啓発を行い、性的少数者への理解を深める。 ・講座や研修等を開催し、性的少数者への理解を促進する。 	市民協働推進課

主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
3	13	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画週間等における特集／男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業のPR／各種啓発資料の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関するホームページを充実する。 ・市報による広報・啓発を行う。 ・男女共同参画週間（6/23～6/29）について市報等による周知・啓発を行う。 	市民協働推進課
3	14	<ul style="list-style-type: none"> ●意識調査等の結果の公表／人権・男女共同参画等に関する情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等で、男女共同参画に関する調査研究事項等の結果や男女共同参画に関する国内外の情報を提供する。 	市民協働推進課
3	15	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館における男女共同参画に関する図書資料等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の選書において、男女共同参画に関するものを追加する等の資料の充実を図る。 ・男女共同参画週間に合わせて、毎年6月に男女共同参画に関するテーマ展示を行う。 	生涯学習課
3	16	<ul style="list-style-type: none"> ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターや生涯学習センターにおいて、男女共同参画に関する情報を提供する。 	市民協働推進課 生涯学習課
4	17	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への参加促進／市民活動団体の情報提供／市民活動センターへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターの情報収集・発信機能を充実し、中間支援組織としてのスキルアップを図るための支援を行う。 ・まちづくり推進協議会の活動を支援し、幅広い年齢や男女の意見が反映できる市民主体の地域づくりを行う。 	市民協働推進課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
4	18	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する活動に対して、情報や資料等を提供する。 ・団体が開催する事業等を後援し、行政ができる広報や場所の提供等自主的な取組への支援を行う。 ・男女共同参画フォーラム等への各種団体の参加を促し、団体間の協力体制を構築する。 ・ホームページ等で各種団体等の活動を紹介する。 	市民協働推進課

基本目標 2 男女が共に自立して安心・安全に暮らせるまちの実現

主要施策 1 安心・安全な暮らしの推進

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
5	19	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の視点を取り入れた防災計画・マニュアルの整備／男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画や災害に関する各種マニュアル等の策定・修正にあたっては、男女共同参画の視点を考慮したニーズや支援活動のあり方を検討する。 ・災害時に男女がともに対等な立場で能力が発揮できるよう、防災訓練や出前講座等を行う。 	総務課

主要施策 2 生涯を通じた健康づくりの推進と生活に不安を抱えた人への支援

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
6	20	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康包括支援事業を実施する。 ・佐賀県が行う子育て支援カウンセラー派遣事業の関係情報を提供する。 	健康増進課
6	21	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭への経済的支援／ひとり親家庭への自立支援／家庭児童相談室の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子自立支援員による個別相談の実施や関係情報を提供する。 (公的支援制度、母子寡婦福祉資金の貸付、職業能力向上のための研修・講座等) ・自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を支給する。 ・児童に関する育児の悩みや養育等の相談を行う。 	こども育成課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
6	2 2	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的に困難を抱える家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な理由で給食費や学用品費等の支払いに困っている家庭に対し、費用の一部を援助する就学援助費を支給する。 ・生活困窮の家庭を訪問して、保護者・児童生徒の困り感を把握し、適切な指導・支援を行う。 ・入手が困難な児童生徒が必要な時に使えるよう、市立小中学校の女子トイレに生理用品を無償設置する。 	学校教育課 教育総務課
6	2 3	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的に困難を抱える家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に困窮する低額所得者のひとり親家庭に対し、市営住宅（ひとり親家庭向け特定目的住宅）へ優先入居の支援措置を行う。 	建設課
6	2 4	<ul style="list-style-type: none"> ●特別保育事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり、延長保育、病児・病後児保育等の特別保育を実施し、保育サービスの充実を図る。 	こども育成課
6	2 5	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブ事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の敷地内の専用施設や学校の余裕教室等を利用し施設規模の適正化を図り、また、民間が設立運営する放課後児童クラブに対し、補助を行い、児童の安全安心な生活の場を確保する。 ・指導員の配置基準を順守し、児童の健全育成を図る。 	生涯学習課
6	2 6	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援総合コーディネート事業の推進／ファミリー・サポート・センター事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援総合コーディネート事業を推進する。 ・地域子育て支援拠点事業を推進する。 ・ファミリー・サポート・センター事業を推進する。 	こども育成課
6	2 7	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後子ども教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターで水曜日の放課後や土曜日等に放課後子ども教室を開催し、学習やスポーツ・文化活動等を通して、地域住民との交流を図りながら、子どもたちが安心して健やかに活動できる場所を提供する。 	市民協働推進課
7	2 8	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における在宅高齢者の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が介護や支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、適切な介護保険サービスや高齢者福祉サービスを提供するとともに、地域包括支援センター等の相談機関と連携し、支援を進める。 	高齢障害福祉課
7	2 9	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センター事業の支援／介護予防の担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター運営への支援を行うことにより、高齢者の就労を促進し、生きがいの支援と社会参加の促進を図る。 ・介護予防に関する知識や技術を習得した担い手の育成を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援する。 	高齢障害福祉課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
7	30	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な場所での継続的な介護予防の取組や、介護予防に関する知識や技術を習得した担い手の育成等環境整備を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように支援する。 ・食や運動に関する教室を開催する。 	高齡障害福祉課 健康増進課
7	31	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターで高齢者を対象にした一般教養及び趣味の講座・教室を開催する。 	市民協働推進課
7	32	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の社会参加の促進／障害のある人の自立支援／障害のある人やその家族等の相談と援助 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外での移動に困難がある障害のある人に対し外出介護事業を実施し、地域での自立生活及び社会参加を支援する。 ・障害のある人の日中における活動の場の確保として日中一時支援事業を実施し、障害のある人を日常的に介護している家族等の一時的な休息、また、障害のある人の見守りや日常的な訓練を行う。 ・創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人の地域生活支援の促進を図る。 ・相談支援事業所を設置し、障害のある人やその家族等の相談を受け、また障害福祉サービス利用等のための援助を行う。 	高齡障害福祉課
8	33	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内の申請書欄の性別欄の廃止や変更 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内における申請書等への性別記入欄の削除または多様な性への対応（国・県様式を除く）を行う。 	市民協働推進課
8	34	<ul style="list-style-type: none"> ●市立中学校の制服の選択制度 <ul style="list-style-type: none"> ・市立中学校において、生徒の多様性を含め、安全性・機能性に配慮した制服を、生徒自身が選択することができる制度を実施する。 	学校教育課
9	35	<ul style="list-style-type: none"> ●教育教材等の貸出及び食と健康に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・沐浴人形や妊婦シミュレーター等、教育教材等の貸し出しや性についての情報を提供する。 ・養護教諭との連携を図る。 ・夏休み親子健康教室を開催し、子どもの健康づくり講座を実施する。 	健康増進課
9	36	<ul style="list-style-type: none"> ●乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診の実施／更年期等に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の早期発見・早期治療に繋げる。 ・更年期の病気の相談に応じる。 	健康増進課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
9	37	<ul style="list-style-type: none"> ●学校における性教育を含めた健康教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点での健康教育を実施する。 ・関係機関と協力して、性教育、保健体育授業、薬物乱用防止教室、防煙教室、食育等の充実を図る。 	学校教育課
9	38	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ教室や健康づくり教室等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに楽しめる各種スポーツ教室やレクリエーションイベントを開催し、健康づくりの一環として機会を提供する。 	スポーツ振興課
9	39	<ul style="list-style-type: none"> ●性感染症予防等の啓発/女性が自らの身体を大切にすることの啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳発行時、性感染症予防のリーフレットを配布、説明する。 ・妊娠届け出や育児相談等個別の相談時に、生涯を通じて健康であり続けることの大切さを伝える。 	健康増進課
9	40	<ul style="list-style-type: none"> ●女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・学校を含めた講演会等の機会に、男女が生涯を通じて健康であり続けることができる権利の重要性を啓発する。 	学校教育課 市民協働推進課

主要施策3 配偶者やパートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
10	41	<ul style="list-style-type: none"> ●DVやセクハラ等の防止に関する意識啓発/DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催/女性に対する暴力をなくす運動週間期間における啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力根絶のため、女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて啓発を行う。 ・関係機関や団体と連携してDV防止のためのセミナーや講演会を開催する。 ・市報等の各種媒体を利用して、女性の人権尊重、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント防止のための広報・啓発を行う。 	市民協働推進課
10	42	<ul style="list-style-type: none"> ●DVの未然防止のためのセミナーや講演会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携してDV防止のための講演会や広報・啓発を行う。 	学校教育課
10	43	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館におけるDV防止に関する図書資料等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の選書において、DV防止に関するものを追加する等の資料の充実を図る。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、毎年11月にDV防止に関するテーマ展示を行う。 	生涯学習課

施策 番号	事業 番号	施策の内容	担当課
11	4 4	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の周知／庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保／相談のワンストップ化の推進／被害者の特性に応じた相談体制の確立 ・各種相談窓口の周知に努める。 ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・相談業務のワンストップ化を推進し、安心して相談できる環境をつくる。 ・DV被害者支援関係課連携会議を開催し、情報の共有化を図る。 	市民協働推進課
11	4 5	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保 ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	国保年金課
11	4 6	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保 ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・各種証明書発行事務に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	税務課
11	4 7	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保 ・関係者及び関係機関と必要に応じ協議し、連携をしながら虐待の対応を行う。また、専門機関の相談窓口の周知を図る。 	高齢障害福祉課
11	4 8	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保／相談のワンストップ化の推進 ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・女性（母子）が安心して相談できる環境をつくる。 ・相談業務のワンストップ化を推進し、安心して相談できる環境をつくる。 ・必要に応じてケース検討会議を開催し、情報の共有化を図る。 	こども育成課
11	4 9	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保／相談のワンストップ化の推進 ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・相談業務のワンストップ化を推進し、安心して相談できる環境をつくる。 	健康増進課
11	5 0	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内相談担当者間の連携強化／学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談 ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・スクールカウンセラーを設置し、安心して相談できる体制をつくる。 ・家庭児童相談員や民生委員、スクールソーシャルワーカー等と密接に連携をとりながら、被害者の支援に努める。 	学校教育課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
11	5 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保 ・ 関係各課の相談担当者との連携する。 ・ 住民基本台帳事務に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	市民課
11	5 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保 ・ 関係各課の相談担当者との連携する。 ・ 市営住宅に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	建設課
11	5 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談員や担当職員の研修等への積極的参加 ・ 担当職員や消費生活相談員が研修等へ積極的に参加する。 ・ 人権擁護委員との連携を図る。 	市民協働推進課
11	5 4	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談員や担当職員の研修等への積極的参加／女性相談員の設置と相談 ・ 女性の相談員を配置し、女性の相談からDV被害の早期発見に努める。 ・ 相談員や担当職員が研修等へ積極的に参加する。 ・ 関係各課で最新の法令、制度等の情報の共有化を図るとともに、過去の相談事例についても経過報告事項等があれば共有する。 	こども育成課
12	5 5	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係課会議における被害者支援の検討／就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供 ・ 支援にかかわる担当課の職員は、情報を共有し連携する。 ・ 担当課の職員は、被害者の自立の過程を見守り、支援が必要な場合は被害者の意思を尊重し、支援策を協議して実施する。 	市民協働推進課
12	5 6	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営住宅への優先入居等の被害者支援 ・ DV被害者に対し、市営住宅の一時使用（対象：DV被害者）の支援措置を行う。 	建設課
13	5 7	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民相談における早期発見 ・ 市民相談において、DVや児童虐待、セクハラ等の被害の危険性を感じた場合は、専門の相談窓口等と速やかに連携を図る。 	市民協働推進課
13	5 8	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童等対策地域協議会の開催 ・ 要保護児童等対策地域協議会を開催し、関連機関の連携情報の共有化を図る。 ・ 市報やポスター等を通じて児童虐待やDVが犯罪であることの周知を図り、疑いのある場合は、児童相談所、市、民生委員等へ通告するよう啓発を行う。 	こども育成課
13	5 9	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭児童相談システムの運用 ・ 関係課の相談情報を一括管理し、情報共有を図る。 	こども育成課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
13	60	<ul style="list-style-type: none"> ●各種相談・健診での早期発見 ・保健センターにおいて、DV等防止のためのポスター掲示やパンフレットの設置等意識啓発を行う。 ・訪問や幼児健診等で児童虐待の早期発見に努め、関係部署との連携を図る。 	健康増進課
13	61	<ul style="list-style-type: none"> ●園児・児童・生徒被害防止連絡会議の開催 ・園児・児童・生徒犯罪被害連絡会議を定期的に開催し、市内の関係機関のネットワーク体制を充実させ、犯罪が起これにくい環境づくりを進める。 	学校教育課
14	62	<ul style="list-style-type: none"> ●DV支援機関連携会議への出席／保健福祉事務所で開催されるケース会議等への出席 ・県が行う連携会議において情報を交換し、相談技術の向上を図る。 ・県保健福祉事務所のケース会議等に出席し、具体的な事例を学ぶとともに、担当者の連携を図る。 	市民協働推進課 こども育成課
14	63	<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者支援マニュアルに基づく支援／関係課会議の開催 ・DV被害者支援マニュアルに基づき、相談員や職員が被害者の立場を十分に理解し、適切な対応を行う。 ・DV被害者支援関係課連携会議を開催し、情報の共有化を図る。 	市民協働推進課 こども育成課

基本目標3 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり

主要施策1 あらゆる分野での男女共同参画の推進

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
15	64	<ul style="list-style-type: none"> ●女性人材リストの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市報やホームページ等、あらゆる機会を通し審議会等へ推薦するための女性人材の発掘に努め、人材情報の充実を図る。 ・審議会等委員のための人材リストを整備し、委員登用時の参考資料として提供する。 	市民協働推進課
15	65	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等への女性参画促進のための指針等の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の参画率を把握する。 ・鳥栖市附属機関等の設置、委員選任等に関する指針の周知を図る。 	総務課
15	66	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等委員への女性参画推進 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の設置、委員選任等の際には、鳥栖市附属機関等の設置、委員選任等に関する指針に基づき女性の参画に努める。 	関係各課
15	67	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等の委員の改選期等における女性参画についての事前協議／審議会等への女性参画状況調査及び公表 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の委員の任期満了前に、委員の選任について事前協議を行い、女性委員のいない審議会等の解消を図り、目標基準に満たない審議会等への女性参画について協議する。 ・審議会等への女性参画状況を調査・公表し、目標の達成に努める。 	市民協働推進課
16	68	<ul style="list-style-type: none"> ●女性職員の管理職への登用 <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の管理職への登用を推進する。 	総務課
16	69	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の能力開発研修への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の各種研修への参加を促進し、能力が十分に発揮できる職場環境づくりに努める。 	関係各課
16	70	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の能力開発研修への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の能力を高めるための研修の機会を増やすとともに、職員の積極的な参加促進に努める。 	総務課
17	71	<ul style="list-style-type: none"> ●起業に関する情報提供／就職に関する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援セミナーの広報、相談窓口の紹介や県等の創業・起業支援施策の紹介を行う。 ・就業相談窓口や再就職に関する相談窓口の広報、紹介を行う。 	商工振興課
17	72	<ul style="list-style-type: none"> ●再就職支援セミナーの開催／起業支援セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等の関係団体と連携し、結婚や出産、介護等で仕事を離れていた女性の再就職に向けた情報提供やセミナーを行う。 ・起業を目指す女性等に対し、起業支援セミナーを行う。 	市民協働推進課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
17	73	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力した自営業者等への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所と協力して、男女共同参画に関するセミナー等の情報を会員事業所へ提供する。 	商工振興課
17	74	<ul style="list-style-type: none"> ●家族経営協定の推進／関係機関と協力した農業者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会、県農業振興センターと連携し、パンフレットの配布やホームページへの掲載などで、周知を図り優良農家へ家族経営協定締結を働きかける。 ・女性の能力発揮のため、県農業振興センターと連携し、女性農業者の研修会への参加促進やネットワークづくりなど、支援及び新たな育成を行う。 	農林課
17	75	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力した事業所等への啓発／関係機関との意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対し、「女性の活躍推進佐賀県会議」への会員登録を促進し、女性の活躍推進に向けた啓発を行う。 ・女性の活躍推進に向けた意見交換を行う会議を開催する。 	市民協働推進課
17	76	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の活躍推進に向けた企業の取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対して、「女性活躍推進法」に基づく取組の周知を図り、女性の活躍推進について啓発を行う。 	商工振興課 市民協働推進課
17	77	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関わるテーマを設定した職員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画や子育て支援等に関する職員研修を実施する。 	市民協働推進課 総務課
17	78	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進のためのガイドブックの充実／男女共同参画推進デーを利用した理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進のためのガイドブックの内容を充実し、男女共同参画の職場づくりを推進する。 ・男女共同参画推進デーの周知に合わせ、ワーク・ライフ・バランス等男女共同参画に関する情報提供を行い、理解を促進する。 	市民協働推進課

主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
18	79	<ul style="list-style-type: none"> ●市内企業等への啓発や意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・労働諸問題や仕事と家庭の両立支援に関する施策等を、資料の配布、ポスター掲示、市報への記事掲載等により広報する。 	商工振興課
18	80	<ul style="list-style-type: none"> ●労働に関する法制度やワーク・ライフ・バランスの啓発／仕事と家庭等のバランスに配慮する事業所の事例紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・育児介護休業制度等各種両立支援制度の周知、利用促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、働き方についての啓発を行う。 	市民協働推進課

施策番号	事業番号	施策の内容	担当課
18	8 1	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組促進 ・事業所等に対して、「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組の周知を図り、男女ともに仕事と家庭が両立しやすい職場づくりについて啓発を行う。 	商工振興課 市民協働推進課
18	8 2	<ul style="list-style-type: none"> ●男性職員の育児休業出産補助休暇等の取得の周知／職員のノー残業デーの推進／職員の育児短時間勤務制度の活用 ・男性職員の育児休業、出産補助休暇の取得について周知する。 ・毎週水曜日と金曜日のノー残業デーを推進する。 ・育児短時間勤務制度を周知し活用を図る。 	総務課
18	8 3	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の男女共同参画推進デーの推進 ・毎月最初の勤務日を男女共同参画推進デーと定め、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する。また、推進デーの周知に合わせ、ワーク・ライフ・バランス等男女共同参画に関する情報提供を行う。 	市民協働推進課
19	8 4	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども会活動等への参加促進 ・各町区、各地区及び市子ども会が開催する球技大会、マラソン大会及び野外活動等、親子で参加できる行事や、各町区の代表者を対象に子育てに関する研修会の情報を提供する。 ・子ども会活動における男女共同参画の啓発への支援を行う。 	生涯学習課
19	8 5	<ul style="list-style-type: none"> ●父親への育児関連情報の提供 ・保育所・幼稚園等の園庭開放を土曜日にも実施することで、父親に子どもとの関わりを促す。 ・子育て支援コーディネーター事業において、父親にも関心を持ってもらえるような情報の提供を行う。 ・2ヶ月児のほやほや教室、5、6ヶ月児の離乳食教室等育児学級の中で父親の育児参加を促す。 	こども育成課 健康増進課
19	8 6	<ul style="list-style-type: none"> ●授業参観等への参加促進／教職員への育児休業の取得の周知 ・日曜参観日や学校開放の日を設け父親が参加しやすい環境を作る。 ・教職員へ育児休業の取得について周知を図る。 	学校教育課
19	8 7	<ul style="list-style-type: none"> ●男性の家事参加を促す講座の開催 ・まちづくり推進センターにおいて、男性を対象にした料理教室等、男性の家事参加につなげる教室を開催する。 ・県が行っている男性の家事参画推進事業と連携し啓発を行う。 	市民協働推進課

第5章 計画の実施体制の整備

1 計画推進体制の充実

本計画で実施する施策は、保健や福祉、教育、まちづくり等広範囲にわたるため、計画の推進にあたっては、全庁をあげて総合的に取り組むことが重要です。

そのため、関係各課が連携しながら男女共同参画施策を展開できるように、庁内推進体制等の充実を図ります。

(1) 男女共同参画行政推進会議の充実

男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的、効果的に推進するため、庁内組織である「男女共同参画行政推進会議」を開催し、計画に基づいた事業の進捗状況の把握を行う等、計画の総合的な推進を図ります。

(2) 男女共同参画懇話会との連携

男女共同参画社会の実現に向け、市民の代表等で組織する「男女共同参画懇話会」における意見等を活かし、計画の推進を図ります。

また、市が行う事業について、評価や提言を行ってもらい、事業の改善につなげます。

(3) 国・県や市民活動団体等との連携と協力

国や県、市民活動団体等と連携し、男女共同参画が広まるように連携会議に出席し、啓発事業を協力して実施します。

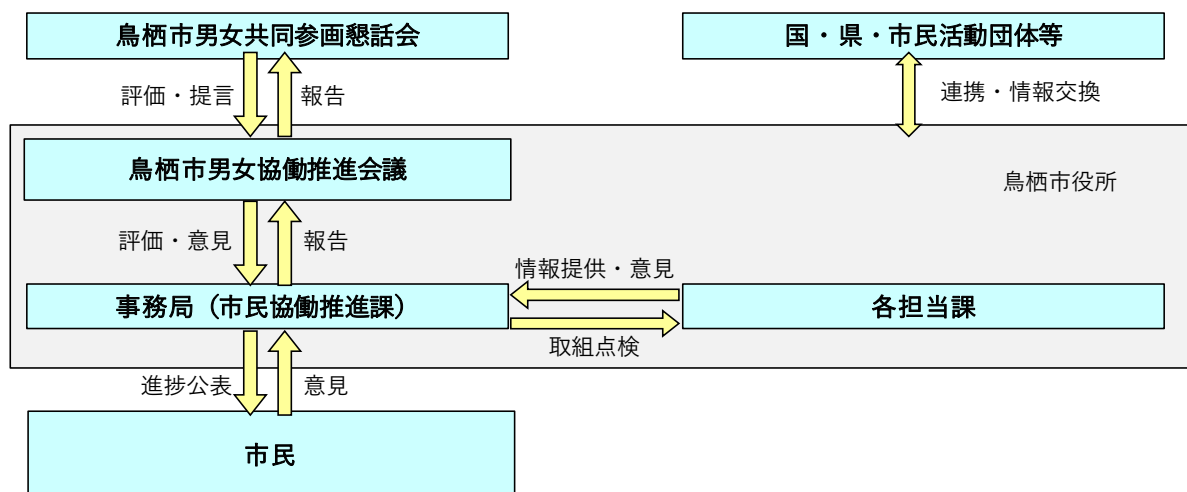
2 計画の進行管理

(1) 計画の進捗管理

行動計画を推進するための実施計画を策定し、計画の進捗状況を管理します。

本計画の進行管理は、以下のような体制で進めます。

図表 20 計画の進捗管理体制



(2) 市民の男女共同参画に関する意識調査の実施

市民の男女共同参画に関する意識調査を行い、行動計画や施策の基礎資料にします。

